

ID: 240

担当部署: 都市基盤部 下水道課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市下水道条例 第37条から第39条まで		
例 規 番 号	平成13年条例第138号		
【根拠条文】 第37条 次に掲げる者は、10,000円以下の過料に処する。 (1) 第5条第1項、第2項若しくは第3項、第7条第2項、第16条又は第21条第1項若しくは第2項の規定による届出を怠った者 (2) 第6条第3項の規定に違反した者 (3) 第8条又は第10条の規定に違反して排水設備の工事を施行した者 (4) 第17条第1項の規定に違反してし尿を排除した者 (5) 第28条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者 (6) 第33条第2項の規定による指示に従わない者 (7) 第5条第1項、第2項若しくは第3項、第7条第2項、第16条又は第21条第1項若しくは第2項の規定による届出書、第25条第3号の規定による申告書、第28条の規定による資料又は第29条の規定による申請書に不実の記載をして提出した者 第38条 偽りその他不正の手段により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは5万円とする。)以下の過料に処する。 第39条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日